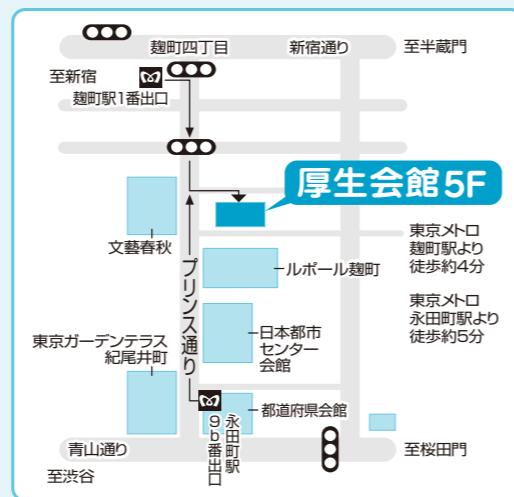


お申込みについて

- お申込みは、「参加申込書」にご記入のうえFAX(フリーダイヤル)でお送りください。受付次第、FAX返信いたします。下記Webサイトからもお申込みできます。なお、電話によるお申込みは受付しておりません。
- 先着順に受け付け、定員に達し次第締め切りますのでお早めにお申込みください。
- 受講証・会場案内は、開催日の約1カ月前より郵送します。
- お申込み後のお取消しの場合、代理出席をご検討ください。
- 開催日より5日前(土日・祝日を除く)以降のお取消しには、キャンセル料をいただきます。
(5~3日前:参加費の30%、前々日:同50%、前日・当日:同全額)
なお、前日・当日のキャンセルの方にはテキスト・資料をセミナー終了後にお送りします。
- 参加費は、開催日まで、下記の指定銀行にお振込みください。
- 請求書(受講証と共に郵送)、領収書(セミナー当日お渡し)はご希望の場合のみ発行いたします。必要な方は「参加申込書」にご記入ください。
- 同業他社様からの受講はお断りさせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

■会場案内図



三菱UFJ銀行 麹町中央支店
(普通) 1022849
口座名: (株)産労総合研究所セミナー
カ) サンロウソウゴウケンキュウシヨセミナー
※振込手数料は、ご利用者でご負担願います。

参加申込書

参加を申込みされる場合は、下記の申込書に必要事項をご記入のうえ、本面をFAXで送信願います。

専用FAX ☎️ 0120-73-3641

WEBサイト <https://www.e-sanro.net/>

(申込受付欄)

社員・役員(社長)にアドバイスできる公的年金セミナー(基礎編)		2019年5月22日開催		お申込日: 月 日	
社員・役員(社長)にアドバイスできる公的年金セミナー(スキルアップ応用編)		2019年5月23日開催			
企業名 団体名		電話		FAX	
		eメール			
所在地	〒	業種		従業員数 組合員数	人
参加者 氏名①	ふりがな	所属 役職			
	参加するコースを チェックしてください。	両日参加	5月22日のみ参加	5月23日のみ参加	
参加者 氏名②	ふりがな	所属 役職			
	参加するコースを チェックしてください。	両日参加	5月22日のみ参加	5月23日のみ参加	
購読誌名(○印) 賃金事情・労務事情・人事実務・労働判例・企業と人材・医事業務・看護のチカラ・病院羅針盤					
ご希望の場合のみ発行いたします。必要な方はチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> 領収書					

*プライバシーポリシーにより個人情報をお取り扱いいたします。
個人情報保護方針については、産労総合研究所ホームページ(<https://www.e-sanro.net/>)をご覧ください。

社会保険担当者、人事担当者が知っておきたい!

社員・役員(社長)に アドバイスできる 公的年金セミナー

~1日目は基礎編、2日目はスキルアップ応用編。
2日間通しのご参加、1日目、2日目のみのご参加も可能です。~

2019年5月22日(水)・23日(木) 10:00~16:00

特色

社員・役員(社長)から厚生年金について質問されたことはありませんか。「公的年金・厚生年金は複雑でわかりづらい……」。担当者泣かせの分野が公的年金の世界です。

本セミナーは、1日目の「基礎編」で、社員・役員(社長)の公的年金・厚生年金などについて、初心者にも理解できるように丁寧にわかりやすく解説します。そし

て2日目は、演習を交えつつ、「明日から社員・役員(社長)にアドバイスできる」ように、解説・説明し、テクニックなどを教えます。講師は、厚生年金を中心に、全国の金融機関・生命保険会社などで公的年金のセミナー講師を通算1000回以上も務め、「わかりやすさ」で定評があります。皆様にとって「目からウロコ」の公的年金セミナーになることは間違いありません。

講師 つる おか のり よし
鶴岡徳吉氏
特定社会保険労務士

参加対象者 社会保険の実務を担当する社員、
新任の担当者、新任の管理・監督者、
社会保険労務士

会場 厚生会館
東京都千代田区平河町1-5-9
(地下鉄麹町駅より徒歩3分)

参加費用 年間購読会員…1日参加 24,000円(税込)
2日参加 45,000円(税込)
一般…1日参加 26,000円(税込)
2日参加 49,000円(税込)

※参加費用には、テキスト代、昼食代を含みます。
※年間購読会員とは、産労総合研究所発行の定期刊行誌(申込書参照)ご購入者。

講師プロフィール



つる おか のり よし
鶴岡徳吉氏
特定社会保険労務士

1992年鶴岡経営労務事務所を開設。現在、多くの企業の顧問として、社会保険・労働保険の手続き、就業規則等の作成、助成金、年金などのコンサルタント業務に活躍。また、銀行、信用金庫、生命保険会社、損害保険会社、証券会社などで、行員、職員および社員に対し実践的な社会保険、年金研修の講師としても全国で活躍中。主な著書に、『社会保険実務がわかる本』(経営書院)、『FP必携用語辞典』(日本法令、共著)、『年金相談アドバイザー3級・4級検定試験模擬問題集』(銀行研修社、共著)などがある。千葉県労働局紛争調整委員会会長としてあっせん委員と千葉県労働局雇用均等室の主任調停委員を歴任。

お申し込み
お問い合わせ

産労総合研究所附属 日本賃金研究センター セミナー事務局
〒112-0011 東京都文京区千石4-17-10

TEL: 03-5319-3628
FAXフリーダイヤル: 0120-73-3641
E-mail: cnt01@sanro.co.jp

プログラム（予定）

1日目 基礎編 5月22日(水)10:00～16:00

I はじめに

人生80年から90年時代 老後の生活資金の柱は公的年金

II 公的年金のしくみ

- ①昭和61年4月から導入された基礎年金制度とは
- ②国民年金の第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者とは

③第3号被保険者の落とし穴……3つのパターン

④学生の納付特例制度とは

【質問事例1】「妻が厚生年金、夫が第3号被保険者という逆パターンはありますか。」

【質問事例2】「基礎年金番号について導入の背景と見方について教えてください。」

【質問事例3】「大学生の子供が満20歳になりました。国民年金の納付書が送付されました。注意すべき点はありますか。」

III 老齢基礎年金の受給資格

①保険料納付済期間+免除期間+カラ期間(合算対象期間)=10年以上

【質問事例4】「カラ期間とはなんですか。事例で教えてください。」

IV 老齢基礎年金の支給開始年齢と年金額

①老齢基礎年金の繰上げ・繰下げ受給とは

【質問事例5】「老齢基礎年金の繰上げ受給には落とし穴があると聞きましたが事例で教えてください。」

【質問事例6】「老齢基礎年金の繰下げ受給を検討しています。損得について教えてください。」

V 厚生年金の支給開始年齢

①定額部分とは

②報酬比例部分とは

③支給開始年齢の特例とは

【質問事例7】「長期加入者の特例、障害者の特例があると聞きました。どういうケースが該当するのか教えてください。」

VI 厚生年金の年金額

①平均標準報酬月額とは

②平均標準報酬額とは

③加給年金とは

④定額部分、報酬比例部分の計算式

【質問事例8】「厚生年金の老齢年金額の計算方法について教えてください。」

【質問事例9】「加給年金と振替加算について教えてください。」

【質問事例10】「夫婦とも厚生年金20年以上の場合、加給年金はどうなりますか。」

VII 在職老齢年金について

①基本月額とは

②総報酬月額相当額とは

【質問事例11】「自営業の収入・不動産の収入がある場合、厚生年金は減額されますか。」

【質問事例12】「厚生年金に加入しない働き方、3/4未満ルールを教えてください。」

【質問事例13】「60歳～64歳までの在職老齢年金のしくみを教えてください。」

【質問事例14】「65歳以上の在職老齢年金のしくみを教えてください。」

【質問事例15】「給料と厚生年金を両方全部もらえる方法はありますか。」

【質問事例16】「短時間労働者への厚生年金の適用拡大(平成28年10月1日施行)について教えてください。」

【質問事例17】「役員(社長)の在職老齢年金について教えてください。」

VIII 雇用保険の高年齢雇用継続給付金と厚生年金保険の関係

①高年齢雇用継続基本給付金とは

②高年齢再就職給付金とは

【質問事例18】「高年齢雇用継続給付金を貰うと厚生年金は減額されますか。」

【質問事例19】「給料+在職老齢年金+高年齢雇用継続給付金のしくみとは。」

IX 雇用保険の基本手当と厚生年金の調整

【質問事例20】「退職後、雇用保険の基本手当と厚生年金は両方もらえますか。」

X 遺族年金について

①保険料納付要件とは

②遺族基礎年金の受給要件と年金額

③遺族厚生年金の受給要件と年金額

④中高齢寡婦加算とは

⑤経過的寡婦加算とは

【質問事例21】「在職中死亡の場合の遺族厚生年金額の計算方法を教えてください。」

【質問事例22】「夫の遺族厚生年金と妻の年金は両方もらえますか。」

【質問事例23】「夫の死亡時、子供のいない妻の年齢が30歳未満の場合、遺族厚生年金は5年間の有期年金という話は本当ですか。」

【質問事例24】「役員(社長)が亡くなった場合の遺族年金はどうなりますか。」

XI 障害年金について

①保険料納付要件とは

②障害年金が受給できる障害とは

③障害基礎年金の受給要件と年金額

④障害厚生年金の受給要件と年金額の計算方法

2日目 応用編 5月23日(木)10:00～16:00

第1部 公的年金知識のスキルアップ

I 離婚と年金分割

- (1)平成19年4月以降の離婚と年金分割(合意分割)とは
- (2)平成20年4月以降の離婚と年金分割(3号分割)とは
- (3)共働き夫婦(厚生年金加入者)の離婚と年金分割

II 誤解・勘違いしている公的年金の知識(ウソ・ホント)

- (1)60歳定年後、安い給料で働くと厚生年金額が下がる?
- (2)65歳以上で在職している場合、70歳で退職し厚生年金を繰下げしても老齢厚生年金は142%に増額にならない場合がある?
- (3)厚生年金20年以上の共働きの夫婦には加給年金は支給されない?
- (4)遺族厚生年金の受給資格者の年収が850万円以上であると遺族厚生年金が貰えない場合がある?

III 役員(社長)の厚生年金

- (1)60歳～65歳未満の60歳前半の厚生年金
- (2)65歳～70歳未満の60歳後半の厚生年金
- (3)70歳以上の厚生年金は

IV 日本年金機構の照会回答票の見方

- (1)年金見込額照会回答票の見方
- (2)被保険者記録照会回答票(職歴原簿参照)の見方

V 公的年金の請求の仕方

裁定請求書の記入の仕方と添付書類

- ①国民年金・厚生年金保険老齢給付の場合
- ②国民年金・厚生年金保険遺族給付の場合

第2部 社員・役員(社長)にわかりやすく伝える年金講師のノウハウ

I 年金はスポーツである【体で覚えよ!!】

II 年金講師はスポーツのインストラクター

(教え上手、効果的トレーニング理論の導入)

III いかにかわかりやく話せるか!【これが勝負だ!!】

- (1)基礎知識の整理【導入の背景を理解させてあげる】
- (2)有効な図解の使い方とは【視覚に訴える】
- (3)具体的事例の使い方・公的年金の落とし穴(聞き手を引き付ける・イメージを高める)
- (4)メリハリをつけて、ユーモアを入れて【聞きやすい、分かり易い】

IV 演習:公的年金講師セミナーの例

- (1)厚生年金の繰下げについて
- (2)いちばん知りたい在職老齢年金について

* 社会情勢に合わせてプログラム予定を変更する場合があります。なお、講義の進行によっては、順番が前後することもあります。

